

項目名称	No. 6		権限移譲の推進				
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組				
	中	1	効率的で効果的な行政経営				
	小	2	地方分権の推進と住民自治の充実				
所管課	企画財政部 企画政策課						
現状と課題	<p>住民に最も身近な行政主体である市町村は、地域住民のニーズに的確に対応した行政サービスを行う役割を担っており、特に中核市は一定規模以上の行財政基盤を有していることから、自己決定、自己責任に基づく独自の施策を展開することが求められている。</p> <p>そのため、法令による事務権限の移譲や行政サービスの決定権・裁量権の拡大、税財源の充実確保を図るほか、事務処理特例制度の活用による都道府県から市町村への権限移譲など、地方分権を推進する必要がある。</p>						
取組内容	<p>1 住民視点に立った事務権限の移譲や税財源の充実確保などの地方分権改革の推進に関する全国市長会、中核市市長会などを通じた国への要望</p> <p>2 権限移譲や税財源の確保などに関する市単独での国・県への要望と宮崎県市長会研究会での市町村連携強化に関する研究</p> <p>3 事務処理特例制度による県からの移譲事務に関する多方面(人員・財政面など)からの分析・検討や県との協議</p> <p>4 地方分権改革の提案募集方式を活用した本市独自の提案や他団体との共同提案の検討・実施</p>						
達成目標	事務権限の移譲や規制の緩和、税財源の確保により、自治体の自主性を強化し、自由度を高める						
効果	地域住民のニーズに的確に対応した、公共サービスの提供が可能となる						
指標			現状	中間年度	最終年度		
			目標値				
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1	全国組織を通じた要望活動	計画	→	→	→	→	→
2	市単独での要望活動	計画	→	→	→	→	→
3	権限移譲事務に係る県との協議	計画	→	→	→	→	→
4	地方分権改革に関する提案募集方式の活用	計画	→	→	→	→	→
5		計画					
備考							

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革に関する提案募集方式において、各課から提案のあった11件について事前相談を行った結果、1件の本提案、82件の共同提案を行った。また、支障事例の補足照会やヒアリングなどへの対応を行った。 ・本市単独及び県市長会、九州市長会、中核市市長会、全国市長会において、地方分権の推進や税財源の充実確保について国等に対して要望活動を行った。 			
	最終取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年(2019年)の提案募集に向けて、係長級以上の職員を対象に「地方分権改革に関する研修会」を実施した。 			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革に関する提案募集方式において、本市で初めて1件の本提案を行ったほか、新たなステップとして職員研修も実施することができた。 ・次年度も、事前相談が途切れることのないよう、各課に対して提案募集方式の活用を促すとともに、職員の意識啓発のための取組を継続する。 	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革に関する提案募集方式において、各課から提案のあった4件について事前相談を行った結果、1件の本提案、66件の共同提案を実施した。また、支障事例の補足照会やヒアリングなどへの対応を行った。 ・本市単独及び県市長会、九州市長会、中核市市長会、全国市長会において、地方分権の推進や税財源の充実確保について国等に対して要望活動を行った。 			
	最終取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年(2020年)の提案募集に向けて、係長級以上の職員を対象に「地方分権改革に関する研修会」を実施した。 			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革に関する提案募集方式において、本市から1件の本提案を行ったほか、地方分権改革に必要な知識の習得と意識向上等を目的とした職員研修を実施した。 ・次年度も引き続き、各課に対して提案募集方式の活用を促すとともに、職員の意識啓発のための取組を継続する。 	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革に関する提案募集方式において、各課から提案のあった5件について事前相談を行った結果、4件の本提案、71件の共同提案を行った。また、支障事例の補足照会やヒアリングなどへの対応を行った。 ・本市単独及び県市長会、九州市長会、中核市市長会、全国市長会において、地方分権の推進や税財源の充実確保について国等に対して要望活動を行った。 		
	最終取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年(2021年)の提案募集に向けて、「地方分権改革に関する研修会」を実施する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、内閣府から提供のあった学習動画及び研修資料の配付により研修の代替とした。 		
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革に関する提案募集方式において、本市から4件の本提案を行い、うち1件について、国の制度改革の検討対象となった。 ・地方分権改革に必要な知識の習得等を目的とした職員研修の一環として、内閣府から提供のあった学習動画及び研修資料の配付を行った。 ・次年度も引き続き、各課に対して提案募集方式の活用を促すとともに、職員の意識啓発のための取組を継続する。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額(千円)	不要額		内容・算出内訳
	必要額			
	効果額			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 7		住民自治の充実			
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組			
	中	1	効率的で効果的な行政経営			
	小	2	地方分権の推進と住民自治の充実			
所管課	地域振興部 地域コミュニティ課					
現状と課題	<p>地域自治区制度の導入以降、地域協議会が地域の課題解決に向けた協議や市の施策への提言を行い、地域まちづくり推進委員会が地域コミュニティ活動交付金を活用した地域まちづくり活動を実践し、また、それぞれの地域自治区事務所である地域事務所等が地域の各種団体等をサポートすることによって、地域の課題は地域で解決する住民主体のまちづくりが推進されている。</p> <p>複雑化・多様化する地域課題に行政のみで対応することは困難になりつつある中、自主性・自立性の高い住民自治の充実を推進するためには、地域協議会をサポートする地域自治区事務所の更なる機能強化が求められている。また、各地域のまちづくりの将来像である「地域魅力発信プラン」を実現するために、地域まちづくり推進委員会が実施する地域まちづくり活動において、活動原資である地域コミュニティ活動交付金が効果的に使われるよう、そのあり方を継続して検討していく必要がある。</p>					
取組内容	<p>1 地域まちづくりの推進体制のあり方の検討</p> <p>2 地域コミュニティ活動交付金のあり方の検討・改善の取組(単年度毎に検討)</p>					
達成目標	地域の課題は地域で解決する住民主体のまちづくりの推進					
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会や地域まちづくり推進委員会の更なる機能強化が図られ、自主性・自立性の高い住民自治の充実が図られる。 ・地域における多様な主体による住民主体のまちづくりを推進することにより、地域ニーズに合った公共的サービスの提供につなげるなど、より効率的で効果的な行政運営が図られる。 					
指標			現状	中間年度	最終年度	
地域コミュニティ活動交付金評価委員会*の開催数(単年度)		目標値	5回	5回	5回	
実施スケジュール		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1	地域まちづくりの推進体制のあり方の検討	計画	→			
2	地域コミュニティ活動交付金のあり方の検討・改善	計画	→	→	→	→
3		計画				
4		計画				
5		計画				
備考	* 宮崎市地域コミュニティ活動交付金評価委員会 地域コミュニティ活動交付金の使途の透明性の確保や住民自治の向上に資するために設置された委員会。					

各年度取組実績

平成 30年度 (2018)	中間取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に第1回、7月から8月にかけて、第2回地域コミュニティ活動交付金評価委員会(ヒアリング)を開催し、平成29年度(2017年度)の事業評価のほか、地域が抱える課題を確認している。 ・4月に地域自治区事務所、9月からは第2回評価委員会の対応を踏まえ、地域まちづくり推進委員会に対し、事務局の体制、交付金の使途や自主財源の確保など、実態把握のヒアリングを実施するとともに、今後のまちづくりのあり方について、意見交換を行っている。 		
	最終取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・10月、12月、2月に評価委員会(合計5回)を開催し、地域ごとに事業の監査及び取組の評価を行うとともに、地域のまちづくりにおける現状や課題を明確にし、今後の活動交付金のあり方等を報告書にとりまとめ、ホームページで公開し、関係団体等にも送付している。 ・地域コミュニティ活性化プロジェクト(第五次総合計画戦略プロジェクト)の取組において、地域の多様な主体の役割分担を明確にするとともに、地域自治区事務所が地域と行政との接点となり、地域協議会や地域まちづくり推進委員会の機能強化につなげるため、部局横断的に対応する仕組みを構築することとしている。 		
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の評価委員会の報告書に基づき、活動交付金のあり方を整理し、平成32年度(2020年度)からの使途の見直しに向け、評価委員会で検討を行う。 ・本年度の地域コミュニティ活性化プロジェクトの取組を踏まえ、地域と行政がまちづくりの方向性を共有できるよう、文化・市民活動課と連携し、「市民活動推進基本方針」を改訂するとともに、各部局が協調しながら、地域のまちづくりに取り組める仕組みを構築していく。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額(千円)	不要額		内容・算出内訳
	必要額			
	効果額			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組に要した額)				
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に第1回、7月から8月にかけて第2回(ヒアリング)、8月に第3回、9月に第4回地域コミュニティ活動交付金評価委員会を開催し、平成30年度(2018年度)の事業評価のほか、年内には、今後の地域のまちづくりのあり方や地域コミュニティ活動交付金の使途(委託範囲の拡大・活動の有償化・人材育成の促進)を明確にできるよう、協議を行っている。 ・地域協議会をはじめ、地域の各種団体等が、地域課題の解決に向け、取り組みやすい環境を整備するために、7月に第1回、9月に第2回地域自治区事務所連絡会議を開催し、事務局の機能強化に向けた協議のほか、各部局における地域施策等を共有している。 ・9月に、地域コミュニティ活性化プロジェクトの取組として、地域コミュニティ活動交付金評価委員会や市民活動推進基本方針改訂に関する市民懇話会等での議論を踏まえ、地域のまちづくりにおける住民、各種団体、事業者、行政の役割分担のほか、部局横断的に地域施策に取り組む仕組みの構築について、関係課による協議を行っている。 		
	最終取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・11月に第5回地域コミュニティ活動交付金評価委員会を開催(合計5回)し、地域のまちづくりの現状や課題を明確にし、そのあり方を整理するとともに、活動交付金の使途の見直し(委託範囲の拡大・活動の有償化・事務局の体制強化・人材育成の促進)の方向性を報告書にとりまとめ、ホームページでの公開のほか、地域協議会や地域まちづくり推進委員会には概要を説明している。 ・評価委員会の報告書を基に、地域協議会や地域まちづくり推進委員会等の意見を踏まえ、活動交付金の使途を緩和し、地域協議会の決定する範囲を拡大するなど、運用マニュアルを改訂し、令和2年度(2020年度)から施行することとしている。 ・地域自治区事務所の機能を強化し、地域協議会が地域自治区の要となるよう、11月、1月に地域自治区事務所連絡会議(合計4回)を開催し、各課の地域施策を共有するとともに、地域自治区カルテの作成ほか、地域のまちづくりのあり方を明確にするための議論を深めている。 ・今後の地域のまちづくりのあり方を明確にし、地域課題の解決に向け、地域と行政が協働して取り組んでいけるよう、地域コミュニティ活性化プロジェクト会議の取組を基に、地域コミュニティ活動交付金評価委員会や市民活動推進委員会、市民懇話会等での協議を踏まえ、3月に市民活動推進基本方針を改訂し、ホームページで公開している。 		
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・改正した地域コミュニティ活動交付金運用マニュアルによる取組の検証を含め、地域の実情に合わせて、活動交付金の使途の見直しを図る。 ・地域自治区事務所の調整のもと、地域自治区の特성에応じたカルテを作成し、地域協議会への情報提供を開始する。 ・改訂した市民活動推進基本方針を地域と行政で共有するため、概要版であるリーフレット等を活用し、地域協議会や地域まちづくり推進委員会等の関係者への周知を図る。 ・市民活動推進基本方針に基づき、地域内分権を推進し、地域自治区事務所の機能強化を図るため、地域と行政の役割分担、地域自治区事務所の体制のあり方などについて、地域自治区事務所連絡会議等での議論を深める。

△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳	
	必要額			
	効果額			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組に要した額)				
令和 2年度 (2020)	中間取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、地域の実情や課題を共有するため、基本情報や将来推計人口等を整理した「地域自治区カルテ」を作成し、随時、更新しながら、ホームページで公表するとともに、地域自治区事務所では固有の情報に加え、地域協議会や地域まちづくり推進委員会に提供している。 ・改訂した市民活動推進基本方針や地域コミュニティ活動交付金運用マニュアルについて、関係者の理解を深めるため、地域自治区事務所のほか、地域協議会等のまちづくりの関係者に説明するとともに、地域まちづくり推進委員会には、ヒアリング時に意見交換を行っている。 ・7月に第1回、9月に第2回の地域コミュニティ活動交付金評価委員会を開催し、令和元年度(2019年度)の事業評価のほか、地域のまちづくりや地域コミュニティ活動交付金のあり方(財源の確保、組織の基盤強化、積立金や繰越金の取り扱いなど)の議論を深めており、年度内には報告書を作成することとしている。 ・多様で高度化する地域課題に適切に対応していけるよう、地域自治区事務所の機能を強化するため、関係課と協議、調整を行った後、9月に地域コミュニティ活性化プロジェクト会議を開催している。本年度の会議では、先行して、一部の地域事務所が担っている生活支援コーディネーターの業務を検証するとともに、地域自治区事務所の再編等による体制整備を含め、移譲する権限や分掌する事務を整理し、年度内に基本的な方針とロードマップを作成することとしている。 		
	最終取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・10月に第3回(ヒアリング)、11月に第4回、12月に第5回の地域コミュニティ活動交付金評価委員会を開催し、地域のまちづくりの現状や課題を明確にしたうえで、そのあり方を整理するとともに、活動交付金の使途の見直し(費用弁償の対象拡大・積立金に限定した工事請負費の使途の拡大)のほか、交付申請等の手続き(軽微な変更や繰越金の取り扱い、地域協議会での独自資料の対応)や「ふるさと納税制度の活用」などの財源確保に向けた取組の方向性を報告書にまとめ、ホームページで公開し、地域協議会や地域まちづくり推進委員会に概要を説明している。 ・評価委員会の報告書に対する地域まちづくり推進委員会等の意見を踏まえ、活動交付金の使途や交付申請等の手続きを見直すなど、地域コミュニティ活動交付金運用マニュアルを改訂し、令和3年度(2021年度)から施行することとしている。 ・令和3年度から、ふるさと納税制度を活用し、寄附者が応援したい地域まちづくり推進委員会を指定したうえで、寄附金を市に納付する仕組みを創設する。なお、市からの返礼品は設定せず、対象の地域まちづくり推進委員会から、お礼状のほか、地域の行事やイベント等の情報を提供することとしている。 ・地域コミュニティ活性化プロジェクト会議では、9月の会議以降、関係課との個別協議を重ね、地域自治区事務所の機能強化に向け、地区公民館等との関係の再構築、地域施策に係る権限の移譲や事務の分掌、地域事務所の再編などの基本的な考え方を整理し、ロードマップを作成している。 		
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・改正した地域コミュニティ活動交付金運用マニュアルを周知するとともに、評価委員会での議論を深め、活動交付金の使途の見直しを図る。 ・地域自治区カルテには、基本情報に加え、地域の実情が共有できるよう、地域自治区事務所と連携し、固有情報の掲載を増やしていく。 ・関係部局と調整し、地域自治区事務所への地域施策に係る権限の移譲や事務の分掌を図るとともに、地区公民館等を一体的に運営することで、地域のニーズや課題を把握し、地域のまちづくりの担い手の育成や各種団体の活動支援を適切に行えるようにする。
△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳	
	必要額			
	効果額			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 8	公立公民館(中央公民館)の実施体制の見直し					
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組				
	中	1	効率的で効果的な行政経営				
	小	2	地方分権の推進と住民自治の充実				
所管課	教育委員会 生涯学習課						
現状と課題	平成28年度(2016年度)前期公民館講座受講者アンケート調査から、幅広い世代に魅力的である講座の充実や、公民館以外の施設等主催講座情報の提供を行うことを求める声が多いことがわかった。市民の多様な学習ニーズへの対応や各地区公民館での魅力的な講座の充実を実現させるため、中央公民館の職員配置体制の再構築や、中央公民館による地区公民館への支援体制及び生涯学習の成果を評価する体制の構築などにより、中央公民館を核として地区公民館及び関係機関等と連携したネットワーク型社会教育行政を推進するとともに、さらなる生涯学習機会や場の充実を図る必要がある。						
取組内容	1 運営体制の構築(①中央公民館職員配置体制の構築、②生涯学習情報システム導入) 2 地区公民館への支援体制の構築 3 地区公民館への支援実施(①模擬講座開催、②地区公民館に助言・研修開催) 4 生涯学習の成果に対する評価体制の構築(①評価基準・実施方法構築、②地区公民館への周知) 5 生涯学習の成果に対する評価実施						
達成目標	より効果的かつ効率的に多様化する市民の学習ニーズに対応可能な運営体制の確立を図る						
効果	・職員体制の充実と公民館職員の専門的技術、技能の向上 ・魅力的な講座開催及び幅広い学習情報の提供などによる生涯学習の場や機会の充実						
指標		現状		中間年度	最終年度		
公民館講座受講者数実数(地区公民館を含む)		目標値		10,894人 (2016年度)	11,210人	11,320人	
実施スケジュール		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	
1 運営体制の構築 ①中央公民館職員配置体制の構築 ②生涯学習情報システム導入	計画	① → ②					
	2 地区公民館への支援体制の構築	計画	→				
	3 地区公民館への支援実施 ①模擬講座開催 ②地区公民館に助言・研修開催	計画		①	→		
					②	→	
	4 生涯学習の成果に対する評価体制の構築 ①評価基準・実施方法構築 ②地区公民館への周知	計画	① → ②				
5 生涯学習の成果に対する評価実施			計画		→		
備考							

各年度取組実績

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	平成30年(2018年)5月、すべての公立公民館を対象に、講座の企画や地域人材の育成、研修等に関する実態調査アンケートを実施した。その結果から、地区公民館は、館運営に関して相談できる専門職員の配置や、他の公共施設や大学、企業等とのパイプ役を中央公民館が担うことを求めていることを把握した。			
	最終取組状況	運営体制の構築にあたり、社会教育に関して専門的な知識等を持つ人材を養成するため、社会教育主事講習への職員派遣について関係課と協議した。また、中央公民館の機能強化と各地区公立公民館との連携強化を図るため、社会教育係を中央公民館内に配置する方向で検討を進めた。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	社会教育主事講習への職員派遣に係る費用を予算化した。また、社会教育係の執務室を一定期間、中央公民館に移設し、中央公民館の機能強化と各地区公立公民館との連携強化を図ることとした。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額(千円)	不要額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	各地区公民館へのヒアリング等を実施し、各館の現状と課題及び今後のあり方について議論するとともに、民間事業者等を講師とした公民館職員研修を行うなど、各地区公民館への支援強化の方向性を検討した。また、地域課題の解決や市民に開かれた公民館となるよう、公民館講座の運営方針を策定し、情報共有を図った。今後は、生涯学習振興の共通指針となる生涯学習推進計画の策定に向けた検討を行っていくこととした。			
	最終取組状況	(仮称)宮崎市生涯学習推進計画の検討を始めるにあたって、社会教育委員会議で今後のあり方や生涯学習情報の発信方法等について意見交換等を行った。その中で、現状での市民ニーズや情報収集方法などを把握するための市民アンケート等を実施することとした。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	各公民館への支援のあり方や生涯学習の成果の指針となる(仮称)宮崎市生涯学習推進計画の策定に向け、特に市民ニーズや情報発信のあり方について留意しながら、取り組んでいきたい。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額(千円)	不要額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	(仮称)宮崎市生涯学習推進計画の策定にあたって、市民ニーズを把握するために市政モニターアンケートや社会教育団体アンケートを実施した。また、各公立公民館へのヒアリングや社会教育委員会議、7月に設置した推進計画幹事会などを活用し、生涯学習推進の方向性について情報交換や議論を行った。今後とも様々な角度から議論を深めながら計画策定を進めていくこととしている。			
	最終取組状況	社会教育委員会議や庁内幹事会等を活用しながら(仮称)生涯学習推進計画の原案を作成した。今後は、計画の内容の精査や教育委員会での議論を踏まえながら、最終案を作成しパブリックコメントなどで意見を聞きながら、策定に向けた取組を進めていくこととした。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	(仮称)生涯学習推進計画の策定に引き続き取り組むとともに、計画案の実現に向けた具体的な事業展開について検討を進めていくこととしている。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 10		応急手当法の普及啓発の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	2	地方分権の推進と住民自治の充実									
所管課	消防局 警防課											
現状と課題	<p>応急手当研修センター及び各消防署所において、年間2万人の受講者を目標に応急手当の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>受講申込みが重複し、十分に対応できない場合がある。</p>											
取組内容	<p>1 応急手当法の指導ができる応急手当普及員の養成</p> <p>2 年間受講者数2万人に向けた応急手当の普及啓発</p>											
達成目標	応急手当法の普及体制の強化											
効果	<ul style="list-style-type: none"> 救急車が到着するまでの間に、適切な応急手当の実施が期待され救命率の向上につながる 各事業所等で自前で講習が実施でき、応急手当法の普及につながる 											
指標			現状		中間年度		最終年度					
応急手当普及員の養成(年間)			目標値		60人		60人		60人			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 応急手当普及員講習の実施		計画	→		→		→		→		→	
2 受講者数2万人の達成		計画	→									
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考		* 応急手当普及員 24時間の講習を修了した者で、事業所内や地域において応急手当法の指導を行うことができる者。										

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	1 応急手当法の指導できる応急手当普及員の養成⇒年次計画に沿って応急手当普及員講習を実施している。 2 年間受講者数2万人に向けた応急手当の普及啓発⇒救急フェアなどイベントやマスメディア等を活用して応急手当の必要性を普及啓発している。			
	最終取組状況	1 応急手当法の指導ができる応急手当普及員の養成⇒平成30年度(2018年度)は年次計画に沿って応急手当普及員講習を3回実施し59人が受講した。 2 年間受講者数2万人に向けた応急手当の普及啓発⇒平成30年度(2018年度)は19,426人が救命講習を受講した。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	次年度も引き続き、年間2万人の受講者を目標に応急手当の普及啓発を行なう。また、平成30年度(2018年度)中は荒天のため中止とした講習会もあったため、応急手当普及員講習においては予備日を設けて、受講者の希望に対応できるよう取り組む。	
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)−必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	1 応急手当法の指導できる応急手当普及員の養成⇒年次計画に沿って応急手当普及員講習を実施している。 2 年間受講者数2万人に向けた応急手当の普及啓発⇒救急フェアなどイベントやマスメディア等を活用して応急手当の必要性を普及啓発している。			
	最終取組状況	1 応急手当法の指導ができる応急手当普及員の養成⇒令和元年度(2019年度)は、4回実施し102人が受講した。 2 年間受講者数2万人の目標に向け応急手当の普及啓発を行ったが、新型コロナウイルスによる講習会中止に伴い達成が難しかった。⇒令和元年度(2019年度)は、16,216人が救命講習を受講した。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	次年度も引き続き、年間2万人の受講者を目標に消防防災フェスタ等のイベントやマスメディア等を活用して、応急手当の普及啓発を行う。また、各事業所等に対して応急手当の必要性を啓発する。	
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 −:中止					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)−必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	1 応急手当法の指導できる応急手当普及員の養成⇒年次計画に沿って7月に応急手当普及員講習を実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大により、8月に実施予定の講習を11月に延期した。 2 年間受講者数2万人に向けた応急手当の普及啓発⇒マスメディア等を活用して応急手当の必要性を普及啓発している。なお、新型ウイルス感染拡大に伴い4月、5月、8月は救急講座を中止した。		
	最終取組状況	1 応急手当法の指導ができる応急手当普及員の養成⇒令和2年度(2020年度)は、4回実施し77人が受講した。 2 年間受講者数2万人の目標に向け応急手当の普及啓発を行ったが、新型コロナウイルスによる講習会中止に伴い達成が難しかった。⇒令和2年度(2020年度)は、7,434人が救命講習を受講した。		
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	次年度も引き続き、年間2万人の受講者を目標に消防防災フェスタ等のイベントやマスメディア等を活用して、応急手当の普及啓発を行う。また各事業所等に対して応急手当の必要性を啓発する。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額(千円)	不要額		内容・算出内訳
	必要額			
	効果額			
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)				